

平成 2 2 年第 2 回
尾張旭市公平委員会議事録

尾張旭市公平委員会

平成22年第2回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成22年4月30日(金)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時10分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室

3 出席委員

委員長 川合伸子

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

行政課長 長江建二

行政課長補佐 鬼頭純子

行政課法務文書係主査 森下佳美

7 会議に付した事件

第3号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

第4号議案 職員相談員の指名の変更について

行政課長	<p>本日は、委員各位におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、4月1日付け人事異動により事務職員が交替となり、鬼頭純子が事務職員となりましたので、よろしくお願ひします。</p>
課長補佐	<p>よろしくお願ひします。</p>
行政課長	<p>それでは、会議に入ります。</p> <p>会議の進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>委員3名出席です。</p> <p>地方公務員法第11条に基づき定足数でありますので、ただ今より平成22年第2回尾張旭市公平委員会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』及び第4号議案『職員相談員の指名の変更について』の2議案です。</p> <p>それでは、第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明してください。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>第3号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、ご説明いたします。2ページをご覧ください。</p> <p>この案の関係法令等をご説明させていただきますと、まず地方公務員法第53条第9項に規定がございます。その要旨は、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより公平委員会にその旨を届け出なくてはならないというものです。</p>

事務局
(課長補佐)

また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項には、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとする規定がございます。

これらの規定により、登録を受けている職員団体であります尾張旭教育労働者組合の代表者から届出があり、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要が生じたものでございます。

変更の内容は、理事その他の役員に関する事項の変更の件でございます。3ページに改任届の写しを添付してございます。当該組合格約第15条の規定により、2名の役員の改任があり、届出があったものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、第3号議案の下の表をご覧ください。改任されました役員は、書記長及び執行委員で、執行委員は4名から3名になっております。その他の役員につきましては変更ございません。

なお、4ページには、役員の選出につきましての当該組合の選挙管理委員長による、役員改任の証明書が添付してございます。

以上ご説明した変更の届出は、変更登録の要件に適合しているものと思われまますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

<p>委員長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問もないようです。</p> <p>尾張旭教育労働者組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご異議もないようですので、尾張旭教育労働者組合の申請書の記載事項を公平委員会に変更登録することとします。</p> <p>それでは、続きまして第4号議案『職員相談員の指名の変更について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案『職員相談員の指名の変更について』ご説明いたします。5ページをご覧ください。</p> <p>この案の関係法令をご説明しますと、平成17年4月に制定いたしました『尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則』の第3条に、「公平委員会の委員及び事務職員並びに苦情相談の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者(職員相談員)として指名することができる」という規定がございます。</p> <p>このたび平成22年4月1日付けの人事異動により、公平委員会事務職員3名のうち、渡辺^{ただし}理が解任され、新たに事務職員として私鬼頭純子が任命されたため、「職員相談員」を指名変更する必要が生じたものでございます。</p> <p>以上が第4号議案についての説明でございます。</p>

委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。
戸塚委員	この規則は、平成17年4月に制定されたものですが、それ以前にこれに代わるものがあったのでしょうか。
行政課長	この規則は、新たに制定されたものですので、それ以前にはございませんでした。
委員長	これまでに、職員からの相談件数は何件ありましたか。
行政課長	相談は、ございませんでした。
委員長	<p>他にご質問等があればお受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問もないようです。職員相談員の指名の変更について、ご異議ございませんか。</p> <p>(「意義なし」の声)</p> <p>ご異議もないようですので、議案のとおり職員相談員の指名を変更することとします。</p> <p>これで全ての議案につきまして終了いたしました。そのほかに、何か事務局からございますか。</p>
事務局	特にございません。
委員長	ないようですので、これをもちまして平成22年第2回尾張旭市公平委員会を、閉会いたします。
行政課長	(お礼のあいさつ)

